

宜野座村居宅介護事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会（以下「本会」）が開設する宜野座村居宅介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、障害者、障害児（以下「利用者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう当該利用者の意思決定の支援に配慮するように努め、利用者等の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者等の意思及び人格を尊重し、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事介助等の介護、調理、洗濯及び食事等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。
- 2 事業にあたっては、地域の結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の居宅支援事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 事業にあたっては、利用者の必要な時に必要な居宅介護が提供できるように努めるものとする。
 - 4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）「沖縄県指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 25 年沖縄県条例第 29 号）及び「沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 25 年沖縄県条例第 31 号）に定める内容のほか関係条例等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行

うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条 （事業所の名称等）

- (1) 名 称 宜野座村居宅介護事業所
- (2) 所在地 宜野座村字惣慶1898番地 宜野座村社会福祉協議会

（職員の職種、員数、及び勤務内容）

第5条 事業所に関する勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （サービス提供責任者と兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 2名 （常勤兼務）

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

（ア）利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画」という）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画書」指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画書」という。）を作成する。作成後は、遅滞なく利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書を交付するとともに利用者に対して相談支援を行う相談支援事業者へ交付しなければならない。

（イ）サービス等個別支援計画を作成する場合には、利用者の意思決定及び支援に配慮するよう努め利用者自らが意思の決定が困難を抱える場合にはその意思、選好並びに判断能力等について丁寧に把握するよう努めるものとする。

（ウ）個別支援会議等を開催する場合には、可能な限り利用者本人を参加させ、利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

（エ）居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

（オ）事業所に対する指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理、利用者への意思決定支援の実施のための助言指導等を行う。

（カ）モニタリングに際しては、モニタリング結果の相談支援事業者への交付や、サービス担当者会議に出席する等の方法により相談支援事業者との連携を図る。

(キ) 利用者の意思に反する異性介助がなされないよう、利用者の意向を把握するとともに本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるものとする。

(3) 従業員 9 名 (常勤職員 2 名 非常勤職員 7 名)

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事務所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

(1) 事務所営業日 (利用者が事務所で相談できる曜日)

月曜日～金曜日

(ただし祝祭日・12/29～1/3・慰霊の日 6/23 旧盆 (旧 7/15)

は除く)

(2) 事務所営業時間帯 (利用者が事務所で相談できる時間帯)

8:30～17:15

(3) サービス提供日 (ヘルパーの派遣が可能な日)

年中無休

(4) サービス提供時間 (ヘルパーの派遣が可能な時間帯)

午前 6 時～午後 22 時

2、営業日及び営業時間のほか電話等により 24 時間連絡が可能な体制とする。

3、サービス提供にあたっては利用者等からの相談に応じるものとする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第 7 条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害児 (18 歳未満の身体障害者及び知的障害者)

(4) 精神障害者 (18 歳未満の者を含む)

2、指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 障害児

(指定居宅介護の内容)

第 8 条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

① 食事の介護

② 排泄の介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

- ⑤ 身体の清拭、洗髪
 - ⑥ 通院等介助
 - ⑦ その他必要な身体介護
 - (3) 通院等のための乗車又は降車の介助
通院等の介助について本事業所の従業者が自ら運転して通院等を支援する。
 - (4) 家事援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 居住等の清掃、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ その他必要な家事
 - ⑥ 関係機関との連絡
 - (5) 重度訪問介護に関する内容
入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- (利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅支援を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法廷代理受領を行わない場合、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費（又は訓練等給付費）の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合事業者の自動車を使用した時は、次の額を徴収するものとする。

- (1) 事業所から片道おおむね10キロメートル未満 無料
- (2) 事業所から片道おおむね10キロメートル以上の場合 実費相当分を徴収できるものとする。

4 第3項の費用の額に係るサービス提供に当たって、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するも

のとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第 10 条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超える時は、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域は、原則として宜野座村内の地域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 12 条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者や利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。
- 5 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第 13 条 提供した指定居宅介護等に関する利用者及びその家族苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け止めるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情内容を記録しなければならない。

- 3 提供した指定居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項又は法第 48 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 11 条第 2 項又は法第 48 条第 1 項の規定により沖縄県知事が行う報告若しくは文章その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は沖縄県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は沖縄県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

運営適正化委員会 所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1
沖縄県総合福祉センター東棟 2 階
連絡先 098-882-5704
Fax 098-882-5714

（虐待防止のための措置に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、下記措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見人制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修の実施
- (5) 虐待防止の為の対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

（身体拘束等の禁止）

第 15 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。なお、緊急やむを得ない場合とは、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を全て満たす場合とする。

- 2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものと

する。

- (1) 身体拘束の適正化の為の対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化の為の指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化の為の研修の実施
(個人情報保護)

第 16 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(職場環境の確保)

第 17 条 事業所は、利用者へ適切なサービスの提供を確保するため従業者の就業環境が事業所あるいは利用者及びその家族等から害されることを防止するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 被害防止のための指針の整備と従業者への周知・啓発
- (2) 相談体制の整備・相談窓口の設置及び従業者への周知
(業務継続計画の策定)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画を策定及び従業員への周知徹底
- (2) 業務継続計画に基づいた従業員への定期的な研修・訓練の実施
(年 1 回以上)
- (3) 業務改善計画の定期的な見直し。

(衛生管理の徹底)

第 19 条 事業所は、従業者の清潔保持及び健康状態の管理、設備と備品等を衛生的な管理のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会。
(以下「感染対策委員会」)の設置及び選任の感染対策担当者の配置

- (2) 感染症対策委員会（テレビ電話装置等活用して行うことも出来る。）の定期的な実施（6月に1回以上）及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の策定
- (4) 発生時の事業所内の連絡体制及び関係医療機関への連絡体制の構築
- (5) 事業者へ感染症の予防及びまん延防止のための定期的研修（年1回以上）の開催

（その他運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとした、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修、採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修年1回程度
- 2 事業者は運営規程の概要等を利用者のサービスの選択のために見やすい場所に掲示するものとする。
- 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 4 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- (1) 提供したサービス内容の記録
 - (2) 居宅介護計画
 - (3) 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等の記録
 - (4) 虐待防止委員会における対応状況等の記録
 - (5) 苦情内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 利用者等に関する市町村への通知に係る記録
- 5 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、出来る限り協力するものとする。
- 6 指定居宅介護事業所が市町村により地域生活支援拠点等（法第77条第4項に規定する地域生活拠点等）として、下記の機能を担っている。
- (1) 緊急時の受け入れ・対応など
- 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日より施行する。

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 24 年 3 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 26 年 7 月 17 日より施行する。
この規程は、平成 27 年 7 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 2 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。
この規程は、令和元年 5 月 1 日より施行する。
この規程は、令和元年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、令和元年 9 月 1 日より施行する。
この規定は、令和元年 12 月 1 日より施行する。
この規程は、令和元年 12 月 13 日より施行する。
この規程は、令和 2 年 2 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 2 年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。